

岡山県沿岸漁業改善資金運営協議会運営要領

昭和54年12月25日付け水第1165号
平成10年12月4日付け水第1056号
平成15年1月24日付け水第1181号
平成17年6月15日付け水第348号
平成18年4月1日付け水第87号
平成24年5月21日付け水第132号

岡山県沿岸漁業改善資金事務取扱要領(昭和54年12月25日制定)第4の2の(6)の沿岸漁業改善資金運営協議会の運営については、この要領の定めるところによる。

1. 協議会の開催

- (1) 沿岸漁業改善資金の適正かつ円滑な運営を図るため、岡山県沿岸漁業改善資金運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。
- (2) 運営協議会は、次の者をもって構成するものとする。
 - ア 水産業普及指導員 4人以内
 - イ 農林水産総合センター水産研究所職員 1人
 - ウ 市町村水産担当職員 2人以内
 - エ 岡山県漁業協同組合連合会の職員 2人以内
 - オ 農林中央金庫岡山支店の職員 2人以内
- (3) (2)の構成員は、農林水産部長が依頼するものとする。
- (4) 構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (5) 運営協議会に構成員の互選により座長を置くものとする。
- (6) 構成員は、事故その他のやむを得ない事由により会議に出席できないときは、その構成員がその所属する団体又は組織の中から代理人を定め、その者を代理人として出席させることができるものとする。

2. 運営協議会の協議事項

運営協議会の協議事項は次のとおりとする。

- (1) 沿岸漁業改善資金の貸付申請についての貸付けの適否に関する沿岸漁業の振興上の見地等からの意見
- (2) その他沿岸漁業改善資金制度の運営に関する事項

3. 意見の送付

座長は、運営協議会の協議検討結果を別記様式により意見としてとりまとめのうえ、貸付けの決定に参考となるべき資料等を添えて農林水産部長に送付するものとする。

4. 庶務

運営協議会の庶務は、岡山県農林水産部水産課において処理するものとする。